

自転車の交通ルールが変わります

令和6年11月1日に道路交通法が改正され、自転車を運転中の「ながらスマホ」と「酒気帯び運転」の罰則が強化されます。
重大事故を防ぐために、交通ルールを守りましょう。

ポイント

- ◆自転車を運転中のながらスマホ
スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話したり、画面を注視する行為（停止中の操作は対象外）
⇒違反者は、6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- ◆酒気帯び運転および補助
自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供
⇒違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



杵築日出警察署だより

令和6年10月号

発行
杵築日出警察署
☎0977-72-2131

ふれあいポリスフェスタ2024

- ◆開催日時場所
令和6年10月6日（日）13:00～16:00
お部屋ラボ祝祭の広場
（大分市府内町1丁目1番1号）
- ◆イベント等
音楽隊によるミニコンサート
警察のお仕事の体験（鑑識作業等）
白バイ・パトカーの乗車体験
警察犬による臭気選別訓練
お楽しみスタンプラリー等
- ◆その他イベントが数多く開催されます。
皆様のご来場をお待ちしております♪



農繁期の交通事故防止！

- 大分県内では、
- ・横転したトラクターの下敷きになり死亡する事案が多発
 - ・農作業時に飲酒し、飲酒運転で帰宅中に交通死亡事故が発生
- 【対策】
- 1 確実な運転操作を心掛けましょう！
農機による死亡事故は、ハンドルやブレーキ操作ミスによる単独事故が多いため、道路状況等に応じた運転を行いましょう。
 - 2 安全装備（フレーム等）の設置！
安全キャブ・フレームで事故時の生存空間を確保しましょう。
フレーム等は後からでも設置可能です。
 - 3 飲酒運転の禁止！
お疲れ様の乾杯は、帰宅してからのお楽しみ。
農作業中も飲んだらのれん！

家族やご近所、みんなで呼びかけよう。
熱中症対策も忘れずにね。



⇒大分県警察公式ホームページ
警察活動に関する情報を発信中！
ぜひ、ご覧ください。